

県内企業による留学生等外国人材の確保支援事業業務委託仕様書

1 目的

留学生インターンシップの実施などを通じ、留学生の企業文化の理解促進や企業の外国人雇用に当たっての理解向上を図るとともに、企業との出会いの機会を創出することで相互理解を深め、県内就職を促進する。

なお、この事業は、内閣府所管の地域未来交付金の補助事業として実施する事業を含む。

2 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月15日まで。

3 業務内容

県内企業による留学生等外国人材の確保支援事業に係る（1）～（4）の業務。

（1）共通事項

ア 実施体制について

- (ア) 本委託業務全体の運営を統括する専任の管理運営責任者を1名選任すること。
- (イ) 各事業の実施に当たっては、上記管理運営責任者のほか、県内企業の支援及び外国人材の確保等に必要な能力・経験を十分に有する人員を配置すること。
- (ウ) 各事業の実施に当たっては、県内企業や外国人材からの問合せに備え、電話やメール等による問合せ窓口を整備し、適切に対応できる十分な人員を配置すること。
- (エ) 外国人材に対しては、母国語で相談対応ができる人員を配置するなど、相談上の配慮をすること。

イ 広報・周知について

- (ア) 県内企業及び外国人材に対して、各事業（インターンシップ、オンライン型講座）の周知を行うため効果的な広報・周知を行うこと
- (イ) 各事業の実施に当たっては以下の媒体による広報を行うこと。
 - ・ 県ポータルサイト「WORK IN SAITAMA」を活用すること。
 - ・ 参加企業・参加者の募集並びに事業全体の広報のためのリーフレットを作成するとともに、SNSなど複数のメディアを活用すること。
 - ・ その他の手段においても、より事業効果が高められるよう幅広く周知・広報を行うこと。

（2）留学生インターンシップ実施業務

インターンシップの実施にあたり受入企業を募集するとともに、県内大学を通じてインターンシップに参加する留学生を募集し、応募者の選考及び留学生と受入企

業のマッチングを行う。

ア インターンシップに参加する対象は以下のとおりとする。

留学生：県内大学（県内にキャンパスを有する四年制大学及び短期大学）

在学中の外国人留学生

企 業：県内に事業所を有する企業等（個人事業主を含む）

イ 受入企業の募集について

- (ア) 受入企業は20社程度とし、参加する外国人留学生のニーズ等も踏まえ、業種等に偏りが無いよう配慮すること。
- (イ) 受入企業の募集に際しての申請様式、フォームの作成などを行うこと。
- (ウ) 全ての受入企業に対し個別にインターンシップ実施プログラムの策定方法などの事前アドバイスを実施すること。
- (エ) 受入が決定した企業に対してインターンシップ受入れに関する心構えなどについての事前研修を実施すること。

ウ 留学生の募集・選考について

- (ア) 募集は県内大学経由で行うこととし、受託事業者は大学から留学生情報の提供を受けるものとする。
- (イ) 申請様式については受託事業者が作成し各大学に提供すること。
- (ウ) インターンシップへの参加が決定した留学生に対して、インターンシップを効果的なものとするための取り組み方、心構えやマナー等の事前研修を実施すること。

エ マッチングについて

- (ア) 全ての受入企業に対して、インターン生の選考方法に関するアドバイスを行うとともに、受入企業が求める人材の提案を行うこと。
- (イ) インターン生の希望にかなう受入企業の選定について最大限配慮すること。

オ インターンシップの実施について

- (ア) インターンシップ実施状況について全体の管理を行うこと。
- (イ) 受入企業に対しインターンシップ後の採用・人材配置に関するアドバイスなど採用に向けた支援を実施すること
- (ウ) インターンシップ実施後の成果まとめ・分析を行い、報告書を作成の上、県に提出すること。

(3) 外国人材向けオンデマンド型企業文化講座作成業務

外国人材向け、日本企業の業種ごとの企業文化の理解を促す講座に関する動画を作成する。

ア 動画は6本以上作成することとし、1本あたり30分程度とすること。

イ 動画はチャプターに分割するなど見やすさに配慮した内容とすること。

ウ 動画は、製造（①加工組立型及び②素材創造型）、③建設、④宿泊・飲食、⑤物流、⑥小売・サービスの6業種を基本とし、業界ごとの企業文化の理解を促す内容とすること。

- エ 動画は、県ポータルサイト「WORK IN SAITAMA」で配信可能な状態にすること。
- オ アンケートにより、動画視聴者の満足度、理解度等を確認し、県に報告すること。
- カ 県ポータルサイト「WORK IN SAITAMA」の対応言語（英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ネパール語、ミャンマー語）を基本とし、多言語に対応したものとすること。

(4) 企業向けオンデマンド型外国人材雇用講座作成業務

企業向け、在留資格など外国人雇用に必要な知識の理解を促す講座に関する動画を作成する。

- ア 動画は6本以上作成することとし、1本あたり30分程度とすること。
- イ 動画はチャプターに分割するなど見やすさに配慮した内容とすること。
- ウ 動画は、①在留資格制度及び外国人雇用の段階に応じた内容（②外国人材を活用する対象業務の洗い出し、③外国人材の探し方、④採用手続、⑤定着支援（外国人材との働き方）、⑥職域拡大）の6種を基本とし、外国人雇用に必要な知識の理解を促す内容とすること。
- エ 動画は、県ポータルサイト「WORK IN SAITAMA」で配信可能な状態にすること。
- オ アンケートにより、企業の満足度、理解度等を確認し、県に報告すること。

4 事業の目標値

- | | |
|---|--------------|
| (1) 留学生インターンシップに参加する企業 | 20社程度 |
| 上記の数値は、3(2)「留学生インターンシップ実施業務」における受入企業数とする。 | |
| (2) オンデマンド講座で企業文化理解を深める外国人材 | 70%以上 |
| 上記の数値は、3(3)「外国人材向けオンデマンド型企業文化講座作成業務」における企業へのアンケートにより把握すること。 | |
| (3) オンデマンド講座でノウハウを習得する企業 | 80社以上かつ70%以上 |
| 上記の数値は、3(4)「企業向けオンデマンド型外国人材雇用講座作成業務」における企業へのアンケートにより把握すること。 | |
| (4) 外国人材の採用や募集に取り組む企業 | 40社以上 |
| 上記の数値は、3(2)及び(4)における企業へのアンケートにより把握すること。 | |

5 業務執行上の責務

- (1) 受託者は、契約書及び仕様書に記載された内容について、誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、業務の実施について、県の指導、監督を受けるものとし、業務遂行上、疑義が生じた場合には、事前に県の指示を受けるものとする。

(3) 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合、遅延なく県に連絡し、その指示に従うものとする。

6 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受託者が行うものとする。
- (2) 本業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら内閣府又は県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において対応するものとする。

7 情報の管理等

- (1) 本業務を実施するに当たり知り得た情報は、開示、漏えい、又は委託業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (3) 受託者は本業務に関わるものに対して、必要な個人情報の保護に関する研修を実施すること。また、特に個人情報を持ち出す際は取扱いに十分注意すること。
- (4) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担すること。
- (5) 上記(1)(4)については、契約期間の終了後においても同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県又は外部関係者、アンケート結果等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、国、県、市町村等の各種取組と連携し、成果を最大限あげよう努めること。
- (4) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本事業開始時に県に報告する。
- (5) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県と協議を行うものとする。